

### 【着陸料1】

国管理空港 国内線・ジェット機・有償旅客運送便（告示一（一）ア）の本則料金  
例）最大離陸重量 234 トン、騒音値 94、有償旅客人数 225 人の場合

#### ○着陸料金

（重量部分）

25 トン	×	750 円	=	18,750 円
(100- 25)トン	×	1,150 円	=	86,250 円
(200-100)トン	×	1,490 円	=	149,000 円
(234-200)トン	×	1,610 円	=	54,740 円
重量部分計				308,740 円 . . . i

（騒音値部分）

(94-83)	×	3,400 円	=	37,400 円 . . . ii
---------	---	---------	---	-------------------

（旅客部分）

225 人	×	120 円	=	27,000 円 . . . iii
-------	---	-------	---	--------------------

上記により

$$i + ii + iii = (308,740 + 37,400 + 27,000) \times 1.1 \text{ (消費税)} = \underline{\underline{410,454 \text{ 円}}}$$

※本料金を基礎として、各種条件により減免割引が適用。減免の詳細は特例告示参照  
（以下同じ）。離島、沖縄減免は告示一（四）キにも規定がある。

### 【着陸料2】

国管理空港 国際線等・ジェット機（告示一（一）イ）の本則料金  
例）最大離陸重量 234 トン、騒音値 94 の場合

#### ○着陸料金

（重量部分）

25 トン	×	750 円	=	18,750 円
(100- 25)トン	×	1,150 円	=	86,250 円
(200-100)トン	×	1,490 円	=	149,000 円
(234-200)トン	×	1,610 円	=	54,740 円
重量部分計				308,740 円 . . . i

(騒音値部分)

$$(94-83) \times 3,400 \text{ 円} = 37,400 \text{ 円} \dots \text{ii}$$

上記により

$$i + \text{ii} = 308,740 + 37,400 = \underline{346,140 \text{ 円}}$$

※本料金を基礎として、各種条件により減免割引を適用。

※羽田国際線は(告示一(四)オ)により別途単価を定めている。→【着陸料4】

※国内線無償(空輸等)運航は同単価料金を消費税を加算。

### 【着陸料3】

国管理空港 ジェット機以外の機体(告示一(一)ウ)の本則料金

① 6トン以下の機体 一律 1,000 円

② 6トン超の機体

例) 29トン レシプロ

$$6 \text{ トン以下} \quad \quad \quad 700 \text{ 円} \quad \dots \text{i}$$

$$6 \text{ トン超} \quad (29-6) \text{ トン} \times 590 \text{ 円} = 13,570 \text{ 円} \quad \dots \text{ii}$$

上記により

$$i + \text{ii} = 700 + 13,570 = \underline{14,270 \text{ 円}}$$

※国内線運航は当該単価料金を消費税を加算。

※本料金を基礎として、各種条件により減免割引を適用。

※羽田国内線は(告示一(四)エ)により最低料金の設定あり。

### 【着陸料4】

国管理空港 羽田空港 国際線(告示一(四)オ)の特則料金

例) 最大離陸重量 234t トン(ジェット機)、騒音値 94 の場合

○着陸料金

(重量部分)

$$234 \text{ トン} \times 2,600 \text{ 円} = 608,400 \text{ 円} \quad \dots \text{i}$$

(騒音値部分)

$$(94-83) \times 2,000 \text{ 円} = 22,000 \text{ 円} \quad \dots \text{ii}$$

上記により

$$i + \text{ii} = 608,400 + 22,000 = \underline{630,400 \text{ 円}}$$

※重量部分の計算が7万円に満たない場合は、7万円（重量部分最低料金）。

※騒音値部分について、騒音値の値により異なる単価が適用される。

### 【停留料1】

3時間以上、24時間ごとに課金

① 23トン以下の場合（告示一（二）ア）

例) 20トン レシプロ

3トン以下部分				810円
3トン超6トン以下				810円
6トン超23トン以下	(20-6)トン	×	30円	= 420円

上記により

$$810 + 810 + 420 = \underline{2,040 \text{ 円}}$$

② 23トン超の場合（告示一（二）イ）

例) 234トン ジェット機

25トン以下部分	25トン	×	90円	= 2,250円
25トン超100トン以下	(100-25)トン	×	80円	= 6,000円
100トン超	(200-100)トン	×	70円	= 7,000円

上記により

$$2,250 + 6,000 + 7,000 = \underline{15,250 \text{ 円}}$$

※国内線運航は当該単価料金に消費税を加算。

### 【停留料2】

羽田国際線は（告示一（四）カ）により別の単価となる。

例) 重量 234 トンの機体の場合 1月1日 12:00 着 ~ 1月2日 18:00 発

3 時間未満の停留料について	234 トン	×	200 円	=	46,800 円	・・・i
3 時間を越えて 24 時間まで	234 トン	×	50 円	=	11,700 円	・・・ii
以降、24 時間ごとに	234 トン	×	50 円	=	11,700 円	・・・iii

上記により、30 時間停留しているため

$$i + ii + iii = \underline{\underline{70,200 \text{ 円}}}$$

### 【保安料】

国管理の出発空港において、ジェット機による有償旅客・貨物便を対象（告示一（三））

旅客数	1 名	あたり	105 円
貨物数	1 トン	あたり	315 円

※保安料は消費税税込み単価のため、国際線は合計金額から消費税分を控除。

※貨物数の 1 トン未満は切り捨て。

例) 路線毎 旅客数：55 名、貨物数：3,500kg を計算する場合

貨物は 1 トンあたりで計算 3,500kg → 3 トン（切り捨て）。

・国内線の場合

$$(55 \text{ 名} \times 105 \text{ 円}) + (3 \text{ トン} \times 315 \text{ 円}) = \underline{\underline{6,720 \text{ 円}}}$$

・国際線の場合（消費税分を割り戻す）

$$\{(55 \text{ 名} \times 105 \text{ 円}) + (3 \text{ トン} \times 315 \text{ 円})\} \div 1.1 = \underline{\underline{6,101 \text{ 円}}} \text{ (切り上げ)}$$